

三田市障害児療育センター条例新旧対照表

現行	改正案																		
<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する事業</u>を行う。</p> <p>(名称、内容及び1日当たりの定員)</p> <p>第4条 <u>前条</u>に規定する事業の名称、内容及び1日当たりの定員は、次のとおりとする。ただし、1日当たりの定員について市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="181 775 1104 855"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> <th>1日当たりの定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	内容	1日当たりの定員	省略			<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、<u>次の各号に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する事業</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の2の2第5項及び第6項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第16項に規定する事業</u></p> <p>(名称、内容及び1日当たりの定員)</p> <p>第4条 <u>前条第1号</u>に規定する事業の名称、内容及び1日当たりの定員は、次のとおりとする。ただし、1日当たりの定員について市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1153 775 2076 855"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> <th>1日当たりの定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>前条第2号</u>に規定する事業の名称及び内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 906 2076 1102"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>さんだ子ども訪問支援サービス</u></td> <td><u>障害児等が保育所等における集団生活に適應するための専門的な訪問支援を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td><u>さんだ子ども発達支援サービス</u></td> <td><u>障害児等への障害児相談支援、基本相談支援及び計画相談支援を行うこと。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	内容	1日当たりの定員	省略			名称	内容	<u>さんだ子ども訪問支援サービス</u>	<u>障害児等が保育所等における集団生活に適應するための専門的な訪問支援を行うこと。</u>	<u>さんだ子ども発達支援サービス</u>	<u>障害児等への障害児相談支援、基本相談支援及び計画相談支援を行うこと。</u>
名称	内容	1日当たりの定員																	
省略																			
名称	内容	1日当たりの定員																	
省略																			
名称	内容																		
<u>さんだ子ども訪問支援サービス</u>	<u>障害児等が保育所等における集団生活に適應するための専門的な訪問支援を行うこと。</u>																		
<u>さんだ子ども発達支援サービス</u>	<u>障害児等への障害児相談支援、基本相談支援及び計画相談支援を行うこと。</u>																		